

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 6 年度第 3 回枕崎警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 2 時 30 分～午後 4 時 15 分
会 議 場 所	枕崎警察署会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 6 人 2 警察署 署長以下 7 人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 署長挨拶 (4) 協議 ア 業務推進状況説明 イ 警察署行政に対する意見・要望等について (5) 速度取締り指針説明 (6) 警察業務紹介 (6) 閉会 2 委員からの意見・要望の提言等 （委員） 高齢者の運転技能試験について 日頃から高齢者の自動車運転については、多くの意見などが出ておりますが、かなりの低速での走行や、対向車線にはみ出しながら走行する高齢ドライバーをよく見かけます。 特に対向車線にはみ出しながらの走行は、大事故にも繋がりますため、我々が見かけた際にどのような対応をすべきか、指導頂ければと思います。 また、高齢者の運転免許証更新の際に、特別教習などが設けられているのかと思いますが、その際にどのようなテスト等を受講されているのか、参考までに教えて頂ければと思います。 （交通課長） 高齢者の中には、危険な運転をしている方もいるという事は把握しています。 特に危険性の高い運転が、一時不停止ですが、信号無視や右左折時の大回り、合図不履行や運転操作不適等も見受けられます。 原因としては、運転経験が長いことからの慣れや油断、運転能力や判断能力の低下等が挙げられると思います。 高齢者に対する指導取締りの強化や、交通安全講話を実施していますが、行き届いていないところもありますので、危険な運転をする高齢運転手との事故に遭わないようにするためには、防衛運転をするということも重要かと思えます。 例えば、交差点は一時停止標識がなくても十分な安全確認と場所によっては徐行義務がありますし、青信号についても「進め」ではなく「進むことができる」となっていますので、やはり安全確認は必要になってきます。 あと、左折するためには徐行して、道路の左側端に沿って左折しなければならないところ、高齢者の中には、右に大きく膨らんでから左折する人もいますので、後方を走る運転手としては、合図だけにとらわれることなく、前の車がどんな運転をするか分からないと考えて、その動きに十分注意を払う必要があるということになります。 そういう動きを予想せずに、結果的に交通事故が起きた場合は、動静不注視を問われることになります。 これから先、高齢運転手は増える一方で、危険な運転をする方も当然増えていくと思われ、そのような運転手は思いもよらない運転をします。 ですので、交通違反をしないという運転は当然ですが、それに輪を掛けた安全運転を心掛けた上で、少しでもおかしい運転をする車を見掛けたら、どのような動きをしても対応できるように、十分な車間距離を保って、様々な可能性を考えた運転をする必要があると思います。	

また、身近に高齢運転者がおられるのであれば、同乗してみて危険だと感じるところを指摘してあげて、自覚させることが大事かと思います。

次に高齢者の更新時講習ですが、70歳以上の免許更新者が受ける必要があるので高齢者講習で、75歳以上になると併せて認知機能検査も必要になります。

いずれも自動車学校で実施されます。

高齢者講習は、まず講義があって、自動車学校の指導員による同乗指導があり、その上で個別に危険予測などのアドバイスをしています。

75歳以上の方に実施される認知機能検査では、受験者に複数のイラストを見せて記憶し、簡単な計算の検査をした後にどのようなイラストがあったか答えていただくなど、記憶力や判断力に関する検査をして、その結果次第で医師の診断を受ける必要があるかの判断をします。

医師が、認知症であるとの診断をした場合、免許取消や停止の処分を受けることとなります。

その他、認知機能が低下した際に起こしやすいとされる一時停止違反等、一定の違反があった場合や、交通事故などで警察官が認知症の疑いがあると判断したときは、臨時認知機能検査を受けて頂くこととなります。

(委員)

第2馬追橋の交差点について

塩屋と田畑地区の境目にある、第2馬追橋の交差点は集落道も関係しており、非常に複雑であります。

時には、民家側に数台車を止めており、車の走行に危険を伴う事もあるため、駐車禁止区間なのか否かが不明な点もあります。

また、一時停止もどちらがどう優先となるかも不明のため、精査いただきたく思います。

(交通課長)

まず、停止線を分かりやすく分けると三種類あります。

一つ目が一時停止標識とセットで表示される停止線、二つ目が横断歩道に対して設置される停止線、三つ目が市など道路管理者が設置する停止指導線です。

いずれも目的は円滑で安全な交通の流れを構築するためのものですが、停止指導線については法的な拘束力などはなく、停止した方が安全です、という意味で設置されていると考えてもらえればいいかと思います。

信号のない横断歩道の前には、横断歩道を予告するダイヤモンドを設置することになっています。

橋の方から交差点方向にある停止線と、その対向車線にある停止線については、ダイヤモンド、停止線、横断歩道となっていますので、歩行者がいるときはこの停止線で止まることとなります。

どちらの道路が優先されるか、となると、下から来た場合は一時停止がありますので、左右に走る道路が主道で、下からの道路が従道となります。幅員に大きな差はありませんので、左右に走る道路が優先道路というわけではありません。

実際にこの交差点で同時に車が来た場合については、下からの道路は一時停止して左右の安全が確認できてから発進、となり、左右に走る道路を進行する車は、下からの車の動きを見ながら安全な速度で通過する、となります。

例えばこの交差点で、横断歩道に歩行者がいて、下からは右折する車が来て、右からは直進する車が来た場合、右からの車は歩行者のために停止線で停止しますが、下からの車は右からの車を先に行かせるために停止します。停止する目的が違いますので、判断が難しいところですが、道路交通法で言えば、下からの車は、右からの車が通過するまで待つべきということになります。

この交差点周辺の駐車禁止規制については、上からの道路に標識による規制がなされている以外は法定の駐車禁止場所もしくは駐停車禁止場所のみになります。

法定の駐車禁止場所とは、駐車場などの出入口付近3メートル以内、消火栓付近5メートル以内などです。

また、法定の駐停車禁止場所は、交差点内及び交差点端から5m以内、横断歩道及び横断歩道端から5m以内などです。

そのような場所以外でも、12時間以上（夜間8時間以上）の駐車は車庫法で禁止されていますので、発見した際はしかるべき対応をしたいと考えます。

(委員)

「狭さく」設置による効果について

高齢者ドライバーも増加している中、枕崎小学校裏、またAたたみ店近くへの「狭さく」設置について、その設置したことによる効果、または弊害などありましたら教えて下さい。

(交通課長)

Aたたみ店付近については、ゾーン30プラスの狭さくではなくて、市に確認したところ、歩道改良のための工事をしている途中で、一時的にポストコーンを設置しているとの事でした。

ゾーン30プラスにおける狭さくなどの施策については、様々な会合等で「何で、あんなことをしているのか、通りにくくなった。」というお話しは聞きますが、その「通りにくくなった」と思っていたことが狙いで、「速度を落とさせて小学生などの歩行者の安全を守るための施策です。」と事情を説明すれば皆さん納得していただいているようです。

事故については、過去10年間の発生状況を確認しましたが、設置前も設置後も歩行者と接触するような事故はありません。

数字の面からは、効果があると言い切れませんが、設置されていることで明らかに車の速度は落ちますので、重大事故が起こる可能性が低くなっているのは間違いないと思います。

ただ、あくまでも可能性の問題で、速度を落とす人は増えるとは思いますが、全ての運転手が速度を落とすとは言えませんので、一人でも多くの方が、あの狭さくの意味を理解して、安全運転を心掛けて頂くよう、取締りや講習など、様々な場面で説明して理解を求めたいと考えております。

(委員) 防犯・交通事故防止周知活動について
幼児・小・中学生などへの防犯や交通事故防止等の抑止のための啓発・周知活動、また市民への啓発・周知活動についてはいかがか。

(生刑課長) 小学生に対しては、不審者対応訓練又は110番の家への駆け込み訓練、中学生に対しては、性犯罪防止教室、薬物乱用防止教室及び不審者対応訓練を実施しています。

基本的には依頼を受けての実施になりますが、昨年中、管内8校の小中学校に対しては、いずれかの防犯教室を実施しております。

幼児への啓発活動については実施しておりませんが、幼児が通う児童発達支援施設の先生に対しては不審者対応訓練を実施しております。

次に市民に対する広報についてですが、巡回連絡や防犯講話など、あらゆる警察活動を通じて広報を実施しているほか、ミニ広報紙、防災行政無線などでも防犯広報を行っております。

(交通課長) 保育園と幼稚園の児童に対しては、市の担当者が実施していると聞いています。

小中高校生に対しては、各校を訪れて年1回交通安全教室を実施しており、一般市民については、要望があった事業所に赴いて交通安全講話を実施し、高齢者に対しては、市を通じて各地区の老人会からの要望があって、年に1回6箇所で行う講話を実施するほか、自動車学校でナイトスクールを実施しています。

また、広報紙を月1回作成して、医師会、歯科医師会、薬剤師会、一部の整骨院などに配布するとともに、安全運転管理協議会に加入している管内の約90事業所にFAX送信して、職員に対する安全運転教育に活用するよう依頼してあります。

(委員) 年末・年始(12/10～1/10)交通事故・地域安全運動について
上記期間内における啓発活動等や、交通事故や犯罪の発生状況についてはいかがか。

(生刑課長) 12月10日に鹿児島銀行前で交通課と合同での街頭キャンペーン。12月13日の年金支給日には、金融機関を訪れる高齢者への防犯広報を実施しました。その他、重点的な金融機関への立ち寄り警戒、登下校時の見守り活動を実施しました。

期間中の犯罪発生状況につきましては、12件の被害を認知しております。内訳は、万引きなどの窃盗罪が7件のほか、器物損壊罪、住居侵入罪などを認知しております。

(交通課長) 12月10日の生活安全刑事課との合同街頭キャンペーンのほか、県下一斉飲酒取締りや登校時間帯の交通立哨、薄暮時のレッドラン等を実施しています。期間中、人身事故の発生はなく、物件事故は30件、平均すれば1日約1件の発生でした。

(委員) 警察官舎の建て替え計画について
警察官舎の築年数は何年経過しているか分かりませんが、かなり老朽化があると見た目で確認できます。
今後、建て替えの計画はないのですか。

(警務課長) 職員宿舎の整備については、警察本部において検討することになりますが、現時点においては、枕崎署管内のみならず、県下で新たに整備する建替計画はないようです。
警察施設のみならず、県有施設全体の老朽化が進展していることを踏まえ、

現在、鹿児島県公共施設等総合管理計画に基づき、保有総量の縮小、効率的な利活用の推進、長寿命化の推進に取り組んでおり、更新整備や廃止検討のほか、知事部局や教育庁が所管する職員宿舎の所管替えや共同利用も検討することになっているようです。

警察本部所管の庁舎等管理計画において、職員宿舎の目標使用年数が約60年とされていることから、枕崎署では、点検等に基づく、計画的な修繕や損害が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで施設の長寿命化を図り、適正な施設機能の維持や安全性の確保を図っております。

(委 員) 警察職員は、必ず職員宿舎に入らないといけないのですか。例えばアパートを借りるということはできないのですか。

(署 長) 実際に民間のアパートに入っている職員もいます。

(委 員) 昼夜問わず枕崎の安全のために働いていただいておりますが、警察の職員宿舎は見た目も古く、働く環境も含めて休む住居があれでいいのかと思います。そういうところから不祥事が起こるということもあると思います。やはり、働く環境であるとか、若い人たちが警察官になりたいとか、そういうものを総合的に考えると、時代に合ったものを感じたので質問させていただきました。

(委 員) 標識の復旧予定について
海岸沿いを中心に、台風で倒れた標識が多数あるが復旧の予定はあるのか。順次という状況なのか知りたいです。

(交通課長) 台風の影響で受けた標識の損害については、一時停止標識などの点規制の標識が13本、速度や駐車禁止などの線規制の標識が31本で合計44本の標識が倒れたり曲がったりしていました。

台風通過直後に把握した分については全て補修は終わっております。

ただ、台風直後の確認で漏れがあったり、調査後に破損した標識もあると思います。

また、視認性に問題がない程度の曲損については、対応しきれていないところもあります。

そちらについては、今後の更新時などの対応になると思われますが、もし、交通の妨害になっていたり、見えにくいという標識がある場合は、教えていただければ確認して対応したいと思います。

(委 員) 横断歩道での歩行者への対応について
運転中、横断歩道前で立っている歩行者が見えたので、停車すると「行け、行け。」と手を振られました。
こちらもち切符を切られたくはないので「どうぞ。」と手で何度も示しても、歩行者も怒ったように「行け、行け」とお互い押し問答。仕方なく発車したのですが、この場合、法令的にはセーフなのでしょうか。
自分のペースで横断したいための気遣いなのでしょうか、年配の方に多いようです。

(交通課長) 道路交通法では、横断歩道の通過方法について、歩行者がいなくても明らかな場合を除いて横断歩道の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない、横断し、又は横断しようとする歩行者がいる場合は直前で一時停止し、かつ、通行を妨げないようにしなければならない、となっています。

ですので、違反となるのは、横断中、又は横断しようとする者がいるときに一時停止しなかった者、一時停止したけど通行を妨げた者、ということになります。

運転手としては、横断歩道が前方にあれば歩行者がいるかどうか確認できるまでは速度を落とす、歩行者がいた場合、横断しようとしているのか様子を見る、この時、手を挙げたり、道路に近付いている様子が認められた場合は一時停止をする、となります。

そのときに、歩行者が先に行くよう合図をした場合は、勘違いの可能性もあるので、1回は「先にどうぞ。」と手で合図をしてみてください。

それでも渡る様子がないときは「横断しようとする者」には当たらないと判断され、ゆっくりと通過してもいいということになります。

ただ、お互い譲り合ったあと、お互いに「譲ってもらったから先に行こう。」と考えて、同時に進み出した場合、「一時停止したけど通行を妨げた。」となる可能性もありますので、すぐに止まれる速度で進行しながら、慎重に相手の行動を見る必要があります。

取締りをする警察官としては、歩行者に渡る意思があるかどうかを見極め

てから停止を求めて、違反処理するときも可能な限り歩行者の意思を確認してから切符処理します。

後から歩行者が事実と違う事を言う可能性もありますので、そういうきのためにも、ドライブレコーダーを取付けておくことが重要かと思います。

3 警察署から委員に対しての意見

(交通課長) 令和6年中、当署管内では23件の人身事故が発生しており、前年比+14件と大幅に増加しています。

委員の皆様方の体感で、運転が荒い人が多くなったとか、交通ルールを守らない人が多くなったなど、具体的に感じる場所はどこにありますか。

(委員) 一時停止をしない人が増えています。

(委員) 朝の通勤時間、特に若い女性の人スマートフォンを見ながら自動車を運転しているのを見かけます。特に立神本通りが多いと感じます。

(交通課長) 一時不停止は、どこが多いですか。

(委員) 枕崎市内は、どこも多いですが、立神地区は中に入れば入るほど多いです。例えば、子どもたちの通学路になっているコインランドリーの周りなどで。そのほか、よく取締りをされている立神郵便局からニシムタの通りに出てくる場所と大塚にある鮭の養殖場付近でも、止まらずに減速してそのまま進んでいきます。

(委員) 無灯火の車も多く見かけます。今の車は暗くなると自動的に点きますが、やはり年配の方が点け忘れるのか、よくこれで運転できるなと思います。

備 考